

相続をめぐる紛争と個人情報保護

Securities of Personal Information in Dispute of Succession

星野豊[†]

Yutaka HOSHINO[†]

[†] 筑波大学 人文社会科学研究科

[†] Graduate School of Humanities and Social Science, Tsukuba University

要旨

本報告は、相続をめぐる紛争が共同相続人間あるいは相続人と第三者との間で生じた場合、既に死亡している被相続人の個人情報の取扱について若干の考察を行うことにより、現行法の下における相続関係の法律構成の有する問題点を明らかにしようとするものである。

個人情報保護における原則的な考え方を、相続の局面にそのまま適用するならば、被相続人に関する個人情報のうち、相続財産を構成し、あるいは相続財産と直接の関連を持つものについては、相続財産の一部として相続人に承継され、その他の個人情報については、相続人といえども他人である以上、みだりに開示を認めない、との区別を設けることが、理論上も実務上も妥当な結果を導くこととなる筈である。しかしながら、現実の紛争の中では、当該個人情報が果たして相続人の利益や損失に影響を及ぼしているか否か自体が不明確な場合が少なくないため、証拠収集の過程で被相続人の個人情報の参照が必要となる場合などでは、やや複雑な問題を生じさせてしまっているのが実情である。

被相続人の個人情報保護の目的が、被相続人個人の人格を保護することであり、近親者といえどもみだりに個人情報を開示してはならないとの考え方それ自体は、制度の目的として健全かつ合理的なものと思われるが、その趣旨を全うするためには、被相続人が死亡した時点で、全ての財産や法律上の地位が相続人に完全に移転する、との法律構成を採用し続けることにはやや無理が伴うものと言わざるを得ず、いわゆる「死者の人格」「死者の権利」を観念して相続財産の清算を行う制度を採用する方が、相続において被相続人の個人情報を保護するためには、理論上も実務上もより妥当な結果を導く可能性が高いように思われる。

キーワード

相続、個人情報、被相続人、相続人、死者の人格、死者の権利

1. 本報告の目的

本報告は、相続をめぐる紛争が共同相続人間あるいは相続人と第三者との間で生じた場合、既に死亡している被相続人の個人情報の取扱について若干の考察を行うことにより、現行法の下における相続関係の法律構成の有する問題点を明らかにしようとするものである。

以下では、被相続人の個人情報の取扱に関する従来の原則論を述べるとともに、かかる原則論が相続をめぐる紛争においてやや複雑な問題を生じさせる場合があることを示す(2)。そして、そのような問題が生じてしまう原因が、被相続人が死亡した瞬間に財産権の主体が相続人に完全に移転しているとする、現行法の下における相続に関する法律構成にあることを述べ、個人情報保護制度の目的から考えれば、相続をめぐる紛争の中で被相続人の個人情報を適切に保護するためには、いわゆる「死者の人格」「死者の権利」を観念して相続財産の清算を行う制度の方が、より妥当である可能性が高いことを主張する(3)。

2. 被相続人の個人情報の取扱

周知のとおり、個人情報保護に関する一般的な運用においては、個人情報取得の際に本人の承諾を得、あるいは法令により規定された場合を除くほか、個人情報を開示しないことが原則とされている。この運用上の原則を、相続に際してそのまま適用した場合には、次のような極めて明快な結論が導かれることとなる。

すなわち、被相続人の個人情報は、あくまで被相続人個人の情報であり、相続人、近親者といえどもみだりにその内容が開示されてはならないから、当該個人情報が、相続財産の一部を構成している場合や、相続により当該情報が相続人自身の個人情報となった場合を除くほか、原則として開示は行われぬ。

しかしながら、この明快な原則論は、相続をめぐる紛争の中で、被相続人の個人情報が第三者の間でみだりに流布される結果をほぼ完全に防止することが期待できる反面、紛争の生じている状況によっては、事実関係の一部が関係者にとって不明となるという事態が生ずるこ

とから、かえって紛争を激化させ、あるいは一方当事者にとってかなり酷な結果を生じさせる場合がありえないではない。

例えば、被相続人が生前に遺言書を作成し、その結果が一見して特定の共同相続人についてののみ有利な内容であった場合、相続をめぐる紛争は、当該遺言書が法形式上有効であるか否か、偽造の可能性の有無に加え、被相続人が当該遺言書を作成した時点における意思表示の瑕疵、さらには、意思能力の有無についてまで及んでいくことが珍しくない。特に、被相続人の意思能力の有無に関しては、被相続人の生前の特定時期の健康状態から一応の推測が可能となることから、被相続人の健康状態を示す医師の診断書等が、遺言書の有効性を事実上左右し、ひいては共同相続人間における相続財産の配分の有無ないし大小に対して、極めて大きな影響を及ぼす結果となる場合がある。

しかしながら、相続をめぐる紛争は、明らかに共同相続人間における民事の紛争であり、関係者の個人的利益の追求のために行われるものであるから、被相続人の個人情報相続人に開示されなかったために、当該相続人が相続関係において不利益を被る結果となったとしても、それ自体は当該相続人個人の利益のための証拠収集の結果として生じうる、やむを得ない状況として、理論上位置づけるほかない。また、上記の例では被相続人の個人情報を開示することにより、事実関係が明らかになりうる状況を挙げたが、相続をめぐる紛争において、被相続人の個人情報を開示せよとの要求が、果たしてどのような目的を以てなされ、かつ、どのような派生的効果を生じさせるかについては、個人情報の管理者が事前に把握しきれない問題が含まれることが明らかである。

従って、個人情報管理の適正な運用という点から見る限り、前述した原則論を維持することは、仮に相続をめぐる紛争において一方当事者の有利不利に事実上影響を及ぼす結果となったとしても、みだりに被相続人の個人情報が流布しないことの利益の方がより大きいと判断されるように思われる。

但し、相続をめぐる紛争は、家族や親族等、一般的な人間関係よりも建前上親密な間柄で生ずるものであり、従って、一般的な取引関係等と異なり、証拠の収集や自己の権利の防衛のために常に注意を払うことが、必ずしも行われていないことも、十分予測されるところである。従って、個人情報管理者が適正に職務を遂行しているか否かを問わず、個人情報の開示請求という形式を通じて、事実上相続をめぐる紛争に巻き込まれる危険性があることは十分認識されるべきであり、近親者からの相続開始後の開示請求に対処する基本方針を予め検討しておくことは、個人情報管理者にとって必要かつ有益であるように思われる。

3. 個人情報保護と相続の法律構成

被相続人の個人情報保護に関する原則論の妥当性は前述のとおりであるが、ここで、現行法の下での相続に関する理論構成の問題についても、若干考えてみることにしたい。

周知のとおり、現行法では、被相続人が死亡した時点で相続が開始し(民法 882 条)、被相続人の法主体性が消滅するとともに、一身専属権及び慣習上の権利関係を除く全ての財産権及び法的地位が、相続人に完全に移転するとされている(同 896 条・897 条)。また、共同相続人間で財産配分について後日協議が行われた場合にも、相続開始時に遡って各相続人が権利関係を承継することが原則であり(同 909 条)、被相続人の財産や法律関係を清算した後に相続人に配分する制度は、例外的なものとされている(同 920 条以下)。以上を要するに、現行法における相続関係は、被相続人と相続人とが、同一の集団に帰属しており、財産や法的地位の承継も、当該集団の内部で行われることが、暗黙のうちに前提とされているものと考えられる。

そうであるとする、被相続人の個人情報保護が、相続の過程でどこまで「個人の情報」として保護されるべきかは、かなり根本的な再検討が必要である可能性がある。すなわち、個人情報保護制度の目的は、あくまで「個人」の人格及び利益の保護であるから、特定の集団に帰属している「構成員」としての保護とやや異質な側面を持つのではないかと、言い換えれば、被相続人の個人情報を「個人」の情報として保護するためには、相続に関する法制度としても、理論上の個人主義を前提とした、いわゆる「死者の人格」「死者の権利」という観念を導入し、被相続人の財産を清算した後に相続人に配分する制度を採ることの方が、より理論的に整合しているのではないかと、という考え方が生ずる可能性が、十分高いように思われる。

もとより、関係者間で信頼関係が十二分に維持され、個人情報を含む必要な情報が関係者に的確に把握されている限り、本報告で懸念されるような事態には至らないことも明らかであるから、個人情報保護制度のために、相続制度全体を再構築することは、法体系としてのバランスをかえって問題が大きいかとも考えられる。しかしながら、上述のとおり、個人情報保護制度と現行法の相続制度との間には、関係者間の法律構成に関する前提としての考え方に、かなり大きな違いが存在し、それが相続をめぐる個人情報保護の問題点の一部を生じさせている可能性があることについて、一般的な検討の必要性を指摘することは、個人情報保護に関する今後の議論にとって有益であるものと考えたため、若干の問題提起を行った次第である。

(以 上)